

山口きらら博記念公園トライアルサウンディング実施要領

県では、海に面した絶好のロケーション、広大な広場など、山口きらら博記念公園（以下「公園」という。）の高いポテンシャルを活かし、幅広い県民が集う「交流拠点」や、県外の人に訪れてもらう「集客拠点」となるよう、「山口きらら博記念公園みらいビジョン」に基づき整備を進めているところです。

これまでも、公園で開催される全国的な大型イベントには多くのご来園をいただいていたましたが、この春に中国地方最大級のフラワーガーデンや大型複合遊具広場がオープンし、オープン直後の週末にはそれぞれの施設で1日に2千人、8千人を超える利用があるなど、日常的な来園者が増えてきています。

こうした状況を受け、今後、更なる賑わいの創出に向けて、公園の既存施設を活用し、来園者の利便性やサービスの向上に繋がる取組を企画・実行できる事業者を募集するトライアルサウンディングを実施します。

なお、トライアルサウンディングは、利用者ニーズや課題等を把握し、今後の事業化の可能性などを検証するために、公園施設の使用料等を免除し試験的に活用するものであり、気軽に参加いただけるものです。

1 実施場所

(1) 山口きらら博記念公園 休憩棟



[illegible]

① 休憩棟 A



※施設見学及び質問は随時受付しております。下記11 問い合わせ先へご連絡ください。

2 実施期間

令和7年7月25日(金)から9月28日(日)までの間

※但し、8月18日(月)から8月25日(月)まで、且つ9月7日(日)は、イベント開催のため除く

3 提案要件

(1) 企画内容

- ・休憩棟を継続的に活用して来園者の利便性やサービスの向上に繋がるもの。
例：○物販、○用品の貸出など
- ・利用者ニーズや課題等を把握し、今後の事業化の可能性を検証することを意図したもの。
- ・提案者に営業実績等があり確実に実施できる内容であること。
- ・提案に県の財政負担が必要ないこと。
- ・実施期間中、原則土日2回（4日）以上実施できること。

(2) 留意事項

- ・都市公園法やその他法令等により禁止されている行為は実施できません。
- ・トライアルサウンディングの趣旨を理解し、今後の正式運用に向けたモニタリングや実施報告等に誠意をもって協力すること。

(3) モニタリング

- ①利用者アンケート調査（県が作成するアンケートフォームを使用する。）を実施しますので、利用者へ回答を促してください。
- ②実施事業者へ、トライアルサウンディング終了後にアンケート調査、ヒアリング等を行いますので、公園の利用に関する課題や事業化に向けた意見などをお聞かせください。

4 公園の利用条件

- (1) 開門時間：午前7時(駐車場開錠)
- (2) 閉門時間：22時30分(駐車場施錠)
- (3) 準備・片付けは公園の開園時間内に行ってください。
- (4) 企画内容により発生したゴミは企画者の責任において必ず持ち帰りください。
- (5) 天候の激変や突発的な危機事象が発生した場合には、公園管理者の指示により行動してください。
- (6) その他不明な点がありましたらお問い合わせください。

5 費用負担

- (1) 実施スペースの使用料について、トライアルサウンディング期間中は免除します。
※正式運用時は、一定の利用料金等を負担いただく形を想定
- (2) 提案内容の実施に係る経費は全て提案者の負担とします。
- (3) 撤去後の原状回復に費用が発生した場合、提案者の負担とします。
- (4) 提案及び報告書等資料作成に要する費用は、事業者の負担になります。

6 応募資格

このトライアルサウンディングに応募できる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 法人または団体であること。
- (2) トライアルサウンディング実施に当たり、提案者の責任において提案内容に必要な法令上の許可等を有すること。
- (3) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

7 質問及び回答

- (1) 質問がある場合は質問書（様式1）に記入の上、電子メールにより提出してください。
随時質問者へ電子メールにより回答します。
- (2) 提出先
山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室
e-mail : a184002@pref.yamaguchi.lg.jp

8 トライアルサウンディング提案書等の提出

- (1) 提出資料
 - ① トライアルサウンディング提案書（様式2）

本トライアルサウンディングの実施を希望する者は、提案書を記入し、関係書類を添えて提出してください。

〔記入上の注意〕

- ・ 事業実施の実績等を記入してください。
- ・ 提案する内容を記載してください。
- ・ 実施場所の詳細については審査の過程で具体的な設置スペースを決定しますが複数の応募者があった場合には調整させていただく場合があります。
- ・ 物品等搬入時に公園内に車両を入れる場合は公園管理者に協議が必要です。
- ・ 提案内容のイメージ・図、写真などを貼り付け、内容がわかるように説明を付記してください。
- ・ 公園の電気等の使用を予定される場合は公園管理者と協議が必要です。

- ・提案内容を説明するため、必要に応じてイメージ・図、写真等を別紙として任意様式で提出いただいても構いません。

ただし、詳細な図面を求めるものではありません。

② 誓約書（様式3）

誓約書を記入し提出してください。

（2）提出方法

電子メールにより提出してください。

（3）提出先

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室

e-mail : a184002@pref.yamaguchi.lg.jp

（4）提案書提出期限

第1次締切：令和7年7月18日(金)

随時募集：第1次締切以後9月12日(金)までの毎週金曜日

9 審査

（1）審査方法

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室において、次の審査基準に基づき審査を行い、事業者を決定します。

（2）審査基準

審査項目、配点及び着眼点は以下のとおりとします。

①来園者の利便性やサービスの向上に繋がるもの 60点

- ・公園利用者のニーズに答え、継続的に集客が見込める提案であるか
- ・独自性に富んだ事業であるか

②規模、話題性、実現可能性 30点

- ・今後の継続的な事業実施に繋がることを踏まえた工夫・提案であるか。

③利用者への配慮、管理体制 10点

- ・スタッフ配置が適切であるか。

※最低基準点は60点とします。

（3）審査結果の通知

第1次締切分は、令和7年7月24日(木)までに電子メールにより応募者に通知します。

随時分は、提案が提出された週の翌木曜日までに電子メールにより応募者に通知します。

10 その他

（1）この手続きに要する全ての費用は、応募者の負担とします。

（2）提出された書類は返却しません。

（3）提出された書類の内容の追加及び修正は認めません。

（4）次のいずれかに該当した場合、失格となることがあります。

①この手続きの関係者に対して、この手続に関わる不正な接触の事実が認められたとき

②提出書類に虚偽の内容を記載していたとき

③提出書類の内容や提出方法が本要領の規定に適合しないもの

11 問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1－1（山口県庁11階）

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室担当：志賀、徳重

電 話：083－933－3732

FAX：083－933－3749

E-mail：a184002@pref.yamaguchi.lg.jp